

山田太郎 様

財産診断書

令和●年/財産分割案①
基準日：令和●年07月07日
作成日：令和●年08月01日

Property Report

MyKomon会計事務所

総括

令和●年/財産分割案①
基準日：令和●年07月07日
作成日：令和●年08月01日

固定性資産
3億4980万円



+

流動性資産
1億1550万円



||

資産総額 4億6530万円

資産総額 4億6530万円

債務 0万円
葬式費用 0万円

財産総額 4億6530万円

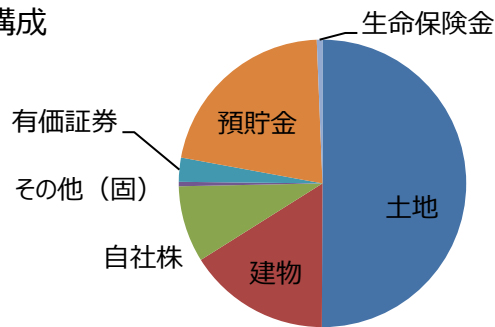
相続税の納付税額 4503万円

(相続税額 8920万円)

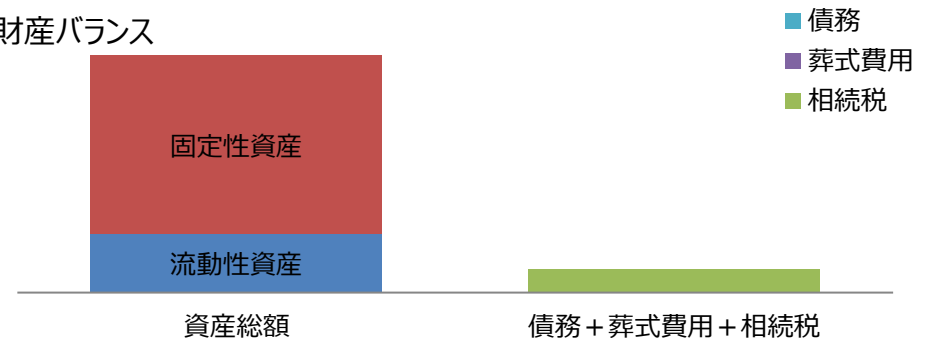
※「財産分割案 & 相続税概算」で計算した概算の税額です。
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方に変化します。

税引後の財産 4億2027万円

資産総額の構成



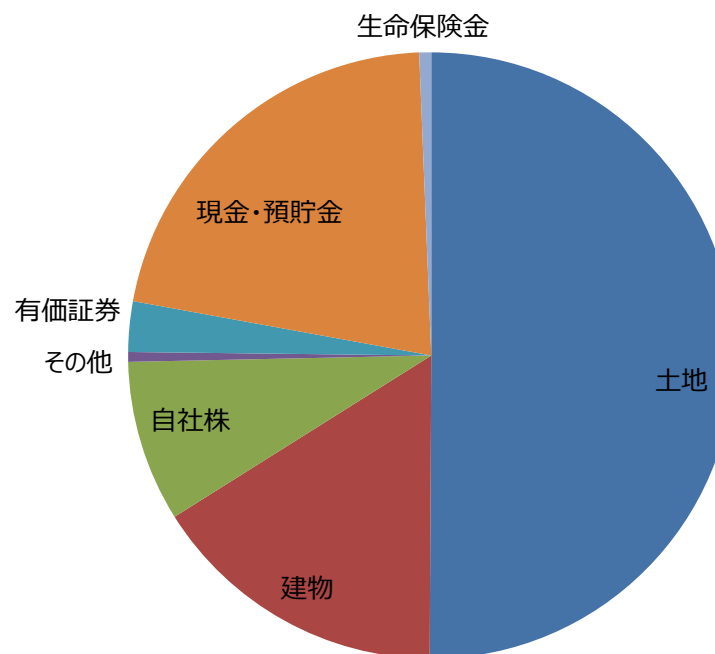
財産バランス



資産構成

令和●年/財産分割案①
基準日：令和●年07月07日
作成日：令和●年08月01日

種別	金額	割合
土地	2億3300万円	50%
建物	7440万円	16%
自社株	4000万円	9%
その他	240万円	1%
固定性資産	3億4980万円	75%
有価証券	1250万円	3%
現金・預貯金	1億0000万円	21%
生命保険金	300万円	1%
退職手当金	0万円	0%
その他	0万円	0%
流動性資産	1億1550万円	25%
資産総額	4億6530万円	100%



相続税の概算

令和●年/財産分割案①
 基準日：令和●年07月07日
 作成日：令和●年08月01日

固定性資産	3億4980万円
流動性資産	1億1550万円
債務・葬式費用	0万円
財産総額	4億6530万円

相続税額の計算のための加算・減算

①小規模宅地等の減額	-4488万円
②非課税金額	-300万円
③生前贈与加算額	0万円
④基礎控除額	-5400万円
相続税額	8920万円
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	-4417万円
相続税の納付税額	4503万円

①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：330㎡
- ・特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・特定同族会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200㎡

②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

③生前贈与加算額

- ・生前贈与加算額 = 3年以内の贈与財産 + 相続時精算課税制度適用財産
- ・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。
- ※支払った贈与税は税額から控除されます。

④基礎控除額

- ・3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

※「財産分割案&相続税概算」で計算した概算の税額です。

※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方に変化します。

総括 (一覽)

令和●年/財産分割案①
 基準日：令和●年07月07日
 作成日：令和●年08月01日

氏名	計	山田花子様	山田一郎様	山田二郎様	伊藤洋子様					
続柄	-	配偶者	子	子	子					
法定相続分	-	1/2	1/6	1/6	1/6					
+ 固定性資産	3億4980万円	1億8335万円	7750万円	4448万円	4448万円					
└土地	2億3300万円	1億3175万円	3750万円	3188万円	3188万円					
└建物	7440万円	4920万円	0万円	1260万円	1260万円					
└自社株式	4000万円	0万円	4000万円	0万円	0万円					
└その他	240万円	240万円	0万円	0万円	0万円					
+ 流動性資産	1億1550万円	4550万円	1000万円	3000万円	3000万円					
└有価証券	1250万円	1250万円	0万円	0万円	0万円					
└預貯金	1億0000万円	3000万円	1000万円	3000万円	3000万円					
└生命保険金	300万円	300万円	0万円	0万円	0万円					
└退職手当金	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円					
└その他	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円					
資産総額	4億6530万円	2億2885万円	8750万円	7448万円	7448万円					
- 債務	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円					
- 葬式費用	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円					
財産総額	4億6530万円	2億2885万円	8750万円	7448万円	7448万円					
- 相続税の納付税額	4503万円	0万円	1870万円	1591万円	1041万円					
(相続税額)	8920万円	3867万円	1870万円	1591万円	1591万円					
税引後の財産	4億2027万円	2億2885万円	6880万円	5856万円	6406万円					

留意事項

令和●年/財産分割案①
基準日：令和●年07月07日
作成日：令和●年08月01日

- ① この「財産診断書」は、ご提示の資料のみにて試算しております。
その他の資産あるいは負債が存在する場合、試算額は変動いたします。
また、相続財産については概算で評価しております。
- ② この「財産診断書」は、令和3年1月1日現在の税法等に基づくものであり、
今後改正があった場合には試算結果が変動することがあります。
- ③ この「財産診断書」の内容は、当事務所の承諾なくして他に開示できません。

ご不明点等がございましたら以下までご連絡ください。

MyKomon会計事務所

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇町1-1

TEL：03-0000-0000

FAX：03-0000-0000

担当：会計太郎

ご提案

令和●年/財産分割案①
基準日：令和●年07月07日
作成日：令和●年08月01日

①名義株の整理をしましょう。

太郎様がお元気な間に、名義株の整理をしましょう。名義株の問題は、当事者同士で解決しておくべき問題です。

②自社株評価上昇への対応

会社の業績が好調です。今後、株価の上昇が予想されます。

早期に関係者へ贈与するなど、早めの対策をお勧め致します。

太郎様退職時の退職金の支払いによって、株価が大きく下落することも考えられます。

退職の時期など見越して、計画的に対応することが必要です。

③貸付金の債権放棄

会社への貸付金については、返済を求めよう意思はあまりないようです。

貸付金は、現在会社の繰越欠損金の範囲内ですので、返済を求められないようでしたら、返済放棄されることをお勧め致します。

ただし、債権放棄により他の株主の財産額に影響を及ぼす可能性がありますので、事前にご相談ください。

2次相続シミュレーション

令和●年/財産分割案①
 基準日：令和●年07月07日
 作成日：令和●年08月01日

配偶者の取得割合 (1次)	配偶者の取得財産 (1次)	1次相続 納付税額			2次相続 納付税額	納付税額 合計
		配偶者	子	計		
100%	4億1742万円	4460万円	0万円	4460万円	9808万円	1億4268万円
80%	3億3394万円	2676万円	1234万円	3910万円	6824万円	1億0734万円
60%	2億5045万円	892万円	3018万円	3910万円	4568万円	8478万円
50%	2億0871万円	0万円	3910万円	3910万円	3440万円	7349万円
45%	1億8784万円	0万円	4356万円	4356万円	2742万円	7097万円
40%	1億6697万円	0万円	4802万円	4802万円	2162万円	6964万円
35%	1億4610万円	0万円	5248万円	5248万円	1697万円	6945万円
30%	1億2523万円	0万円	5694万円	5694万円	1232万円	6926万円
25%	1億0436万円	0万円	6140万円	6140万円	875万円	7015万円
20%	8348万円	0万円	6586万円	6586万円	526万円	7112万円
15%	6261万円	0万円	7032万円	7032万円	218万円	7250万円
10%	4174万円	0万円	7478万円	7478万円	0万円	7478万円
5%	2087万円	0万円	7924万円	7924万円	0万円	7924万円
0%	0万円	0万円	8370万円	8370万円	0万円	8370万円

※ 1次相続の財産は課税価格です。
 ※ 相次相続控除は考慮していません。

※ 2次相続の税制：平成27年01月01日以後
 ※ 小規模宅地等の減額は、取得割合によらず固定で計算しています。

シミュレーションの条件

1次相続の財産	4億1742万円
配偶者の固有の財産	0万円

※ 2次相続は、「配偶者が1次相続で取得した財産」に「配偶者の固有の財産」を加えた財産で計算しています。

■ 2次相続の詳細条件

小規模宅地等の減額	0万円
非課税金額	0万円
生前贈与加算	0万円
税額控除	0万円

1次 + 2次の納付税額の推移

